

## 松本市立病院登録医制度

1. 松本市立病院は、登録医と地域医療の充実と、紹介・逆紹介を効率的に行ない「地域とつながる医療」の展開を目指します。
2. 登録医申請を行った医師へ登録証を発行いたします。登録期間は1年とし、以降は解約の申し出がない限り自動更新といたします。
3. 当院は、登録医一覧の掲示、リーフレットを設置するとともにホームページなどに登録医情報を掲載いたします。
4. 当院は、医師の体制・専門性・医療技術・医療機器の種類・治療の実績等の最新の情報を定期的に登録医に提供いたします。
5. 当院と登録医は、医療連携を行うために必要な範囲において、患者様の診療情報をご本人または代理人の同意のもとで相互に提供して共有するものといたします。
6. 当院は、初診時の紹介の有無にかかわらず、当院の治療を終えて症状が安定した患者様については、積極的に登録医と連携することといたします。
7. 登録医からの紹介患者様が当院へ入院された場合は、速やかに報告いたします。
8. 当院は、登録医に対して医療機器（CT・MRI・エコー等）及び上下部内視鏡の共同利用を促進いたします。
9. 当院は、登録医と共同して地域連携クリニカルパスの作成と運用に努めるものといたします。
10. 当院は、登録医に対してすいかフォーラム（講演会）や連携会議、勉強会を積極的に開催いたします。